

平内町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名	: 平 内 町
事 業 名	: 平内町農業集落排水事業
策 定 日	: 平成 29 年 2 月
計 画 期 間	: 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 経営戦略策定の経緯

平内町は北側が陸奥湾にせり出した地形となっており、基幹産業は陸奥湾での養殖ホタテ産業となっています。言わずとも平内町において陸奥湾の保全是重要課題であり、生活排水等による富栄養化、水質悪化防止は必須となっております。農村の生活環境の改善、農業用水の保全、陸奥湾の保全を図るために農業集落排水事業を実施しています。

平内町は農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、公共下水道事業、特定地域生活排水処理事業を効率的に実施しながら平内町の環境保全に取り組んでいます。

下水道事業の経営状況としては、人口の減少、節水機器の登場、さらには下水道施設の老朽化に伴う修繕費の増加により、経営は厳しさを増しております。このように経営環境が厳しくなる状況下においても、安全で安心できるライフラインを維持していくため、経営を多方面から見直し、健全化させる必要があります。

また、現在、平内町における農業集落排水事業は薬師野・外童子地区が供用開始から20年、内童子地区が供用開始から17年、西平内地区が供用開始から12年(平成28年4月現在)となっており、将来を見据えた計画を定め、効率的な投資を行う必要があります。このことから中長期的な計画として経営戦略を策定します。

2. 経営の基本方針

平内町の自然環境も徐々に悪化しており、平内町に存在する森・山・川・海などの豊かである自然環境を復元し保全することは急務となっております。

現状より環境を悪化させないためにも、生活排水等による富栄養化の防止、水質汚濁の防止は必須です。また、快適な生活環境を町民に提供するためにも下水道整備は必要であり、恒久的に安全で環境にやさしいインフラである必要性があります。

また、昨今、自然災害が多発しており防災対策も重要課題となっております。平内町ではBCP(下水道事業業務継続計画)の網羅版を策定中です。このBCPは、災害が発生した場合の対処方法を予め取決めしておくことで、BCPに沿って対応することにより迅速な対応ができ、被害を最小限に抑えることが可能となります。

これらを踏まえ「快適で環境にやさしく安全なライフラインを提供する」を基本方針とします。

3. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年4月1日 (20年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	1194.9	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	4	処理場数	4

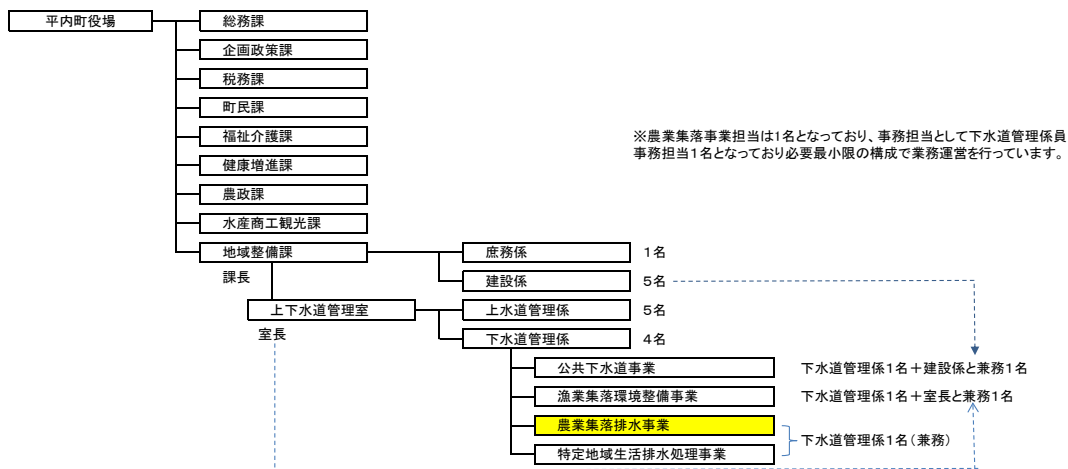
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<p>一般家庭での料金体系は基本料金+従量料金(逓増型)の二部料金制となっており、家庭内水道を使用した分が下水道へ流れることから水道使用量に応じた料金体系となっています。また、一般家庭用の従量料金は使用量が増えるに従い料金の上げ幅も増える逓増型となっています。</p> <p>10立方メートルまでの分 1,210円 10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 上記+従量使用料 1立方メートルにつき 155円 20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 上記+従量使用料 1立方メートルにつき 200円 30立方メートルを超え100立方メートルまでの分 上記+従量使用料 1立方メートルにつき 260円 100立方メートルを超える分 上記+従量使用料 1立方メートルにつき 300円</p>		
業務用使用料体系の 概要・考え方	<p>平内町での業務用の料金体系は公衆浴場のみ設定されており、公衆浴場以外は一般家庭用使用料体系となっています。業務用の料金体系も一般家庭用使用料体系と同じような仕組みで、基本料金+従量料金の二部料金制となっていますが逓増型ではなく、従量料金は定額となっています。</p> <p>10立方メートルまでの分 1,210円 10立方メートルを超える分 上記+従量使用料 1立方メートルにつき 60円</p>		
条例上の使用料*1 (20㎡あたり)	平成25年度	2,760 円	実質的な使用料*2 (20㎡あたり)
	平成26年度	2,760 円	
	平成27年度	2,760 円	
	平成25年度	3,049 円	
	平成26年度	3,113 円	
	平成27年度	3,218 円	

*1 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料。

*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)。

③ 組織



事業運営組織

平内町では地域整備課内に下水道管理係があり、公共下水道事業、漁業集落環境整備事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業(浄化槽事業)を展開しています。

(2) 民間活力の活用等

<p>民間活用の状況</p>	<p>処理場及び管渠施設の維持管理を民間へ委託しています。当初、農業集落排水事業では汚泥処理と処理場の簡易な管理を民間委託していました。この頃は処理場毎に管理者を配置し管理を任せていたため管理費用が嵩んでいました。整備面積が増えるにつれ処理場のみならず管渠及びマンホールポンプの定期メンテナンスも重要な事項となってきました。これにより下水道施設全般を合理的かつ効果的に管理するため、平成18年度の公共下水道供用開始とともに、平内町内にある8つの処理場(農業集落排水事業4ヶ所、公共下水道事業1ヶ所、漁業集落環境整備事業3ヶ所)及び管渠施設等を民間事業者1社に包括管理させています。また、各処理場から排出される汚泥処理は施設管理と分離し入札により民間事業者を決定することにより経費節減に努めています。</p>
<p>資源・資産活用の状況</p>	<p>資源活用として、下水熱及び下水汚泥を利用した資源活用が注目されておりますが、現在、処理施設から発生した下水汚泥を再利用する取り組みは行っておりません。今後は下水汚泥の堆肥としての利活用を検討していきます。また、下水熱などのエネルギーの再利用については優良事例を考慮し検討を進めます。資産活用として、処理場には遊休地がなく、資産活用できる土地がないため未検討です。</p>

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営分析した結果は、別紙の経営比較分析表のとおりです。

経常収支比率が低く、赤字会計であり赤字分を一般会計からの繰り入れにより補っています。経営を安定させるために料金収入の改定が必要です。

農業集落排水施設整備は既成していますが、施設の老朽化が進み修繕費の増大が懸念されることから、処理場の統合による経費節減を目指します。今後経営状況が好転しない場合は料金改定等も視野にいれていかなければなりません。

また、耐用年数を経過した機器はオーバーホールが必要となっており修繕費が増加していきます。今後はストックマネジメントを行い計画的な修繕をして、安定稼働への対策を講じていく必要があります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

投資・財政計画(収支計画)は別紙のとおりです。

① 収支計画のうち投資についての説明

農業集落排水施設整備は既成していますが、施設の老朽化が進み修繕費の増大が懸念されることから処理場の統合による経費節減を目指します。

その他として、処理施設の機器更新の際は新技術の投入検討、低コスト技術の採用検討を行い、効率的で低コストな施工を目指します。

② 収支計画のうち財源についての説明

農業集落排水施設整備は既成しており、平成27年度末の加入率は約85.4%となっています。経済的理由、少子高齢化による一人世帯の増により、新規加入者は微増となっております。

使用料収入を増大させるため下水道への加入案内を町内広報に掲載しております。今後も新規加入者増加のための啓蒙活動を継続していきます。

農業集落排水使用料は、平成18年度に改定を行って以来、現行の使用料で運営しております。使用料の見直しについては平成28年度現在、污水管渠整備継続中(公共・漁集)であることから当面の間、現行料金体系を維持しつつ動向を見ながら、適切な使用料の見直し時期を模索していきます。

一般会計繰入金については、現在も基準外繰入をしなければ運営できない状況であります。事業債の元金償還は平成34年度から完済が始まりますが、資本費平準化債を充て平準化を図り、使用料改定のみならず、経費削減を徹底し、計画的な修繕等行いながらすこでも一般会計に依存しない運営を目指します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費として大きいものは処理場管理委託料、電気料、修繕費、汚泥処理費で、これらの維持管理費は污水処理に欠かせないものです。電気料については機械機器運用の見直し、省エネルギー製品の導入を検討、汚泥処理費については必要に応じて見直し等の実施により経費節減を目指します。

また、現在平内町では農業集落排水事業のほか公共下水道事業、漁業集落環境整備事業を展開しており、この3事業の施設管理を一括して民間へ委託することにより経費の節減に努めています。

修繕費については施設の老朽化に伴い増大は避けられないところでありますが、適正な点検整備を行い機器の長寿命化を図り、コスト低減を目指します。今後はストックマネジメント計画を策定し、効率的な施設の維持管理方法を模索します。

これらを踏まえ、今後はPPP/PFIなども検討しながら将来的には広域化・共同化を模索していく必要があります。

(2) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>平内町では農業集落排水事業、公共下水道事業及び漁業集落環境整備事業を開始しています。農業集落排水事業は着手が一番早かったため施設の老朽化による故障等も増加傾向にあります。今後はこれら経費のかかる処理場を減らすために集落排水事業処理場どうしの統合・共有化または公共下水道事業処理場と集落排水事業処理場との統合・共有化を検討していきます。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>処理場等の更新・修繕に関してもこれからはストックマネジメントを行い計画的に投資を行い安定稼働を目指します。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>現在は維持管理が主となっており、計画的な保守、修繕を行い安定した事業運営を目指します。将来的には施設管理のみならず修繕等を含んだ包括的な民間委託も検討していきます。</p>

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	人口減少が進み物価が上昇している現在では、使用料の見直し(値上げ)はいずれ必要となっていくと予測されます。公共下水道、漁業集落排水の整備完了までは現行料金体系を維持しつつ適切な使用料の見直し時期を模索します。
資産活用による収入増加の取組について	農業集落排水事業施設には、遊休地がなく、資産活用できる土地がないため、未検討であります。
その他の取組	起債償還において、できるだけ平準化させるため利用可能な資本費平準化債を利用しバランスのとれた経営体系を目指していきます。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	指定管理者制度や包括的民間委託、そしてPPP/PFIなど段階的に民間活力の活用を模索していきます。
職員給与費に関する事項	平内町では農業集落排水事業に関わる職員数は1名(特定地域生活排水処理事業兼務)となっており最少人数で業務を行っています。農業集落排水事業のほか公共下水道事業(担当2名)と漁業集落環境整備事業(担当2名)特定地域生活排水処理事業(担当1名)を展開しています。今後、施設の共有化・統合が図られることから担当も兼務しつつ人員を最小限に抑え人件費の抑制に努めます。
修繕費に関する事項	老朽化していく施設の修繕費の増大は避けることは不可避であり、これからはこの修繕費を抑えつつ機器のライフサイクルを長くすることが重要です。今後は、ストックマネジメントを行うことで耐用年数を経過する機器を計画的に修繕しながら安定稼働を目指します。
委託費に関する事項	平内町での投資以外の委託料は処理場管理委託料、汚泥処理委託料が大半を占めています。人件費の高騰により委託料の増加も避けられない状況です。今後はPPP/PFIなどの民間活力の活用を検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

日々技術は進歩し、対応する法律も順次改正され、毎年、下水道事業を取り巻く環境は変化しています。今後は、経営安定のためにも効率的な技術の採用、最小限の支出で最大限の効果を埋める管理方法を模索していかねばなりません。この状況に対応するためにも経営状況を確認しながらPDCAサイクルにより経営戦略を随時見直ししていきます。

経営比較分析表

青森県 平内町

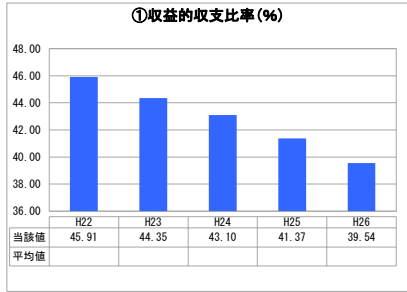
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	15.78	100.00	2,980

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
11,984	217.09	55.20
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,876	1.57	1,194.90

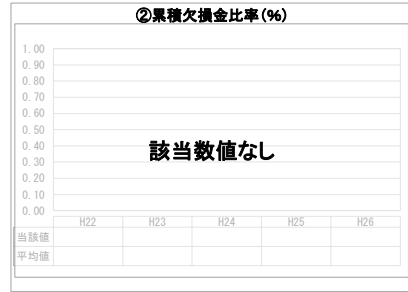
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



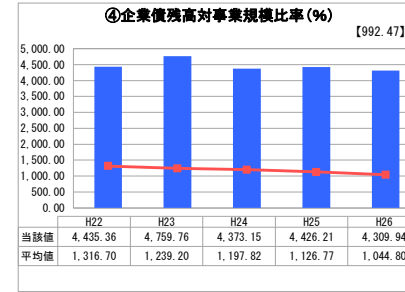
「単年度の収支」



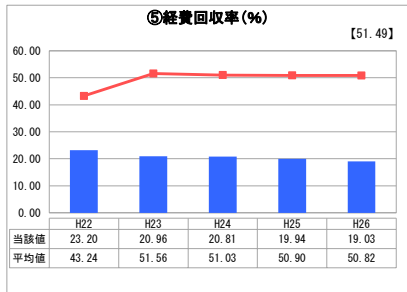
「累積欠損」



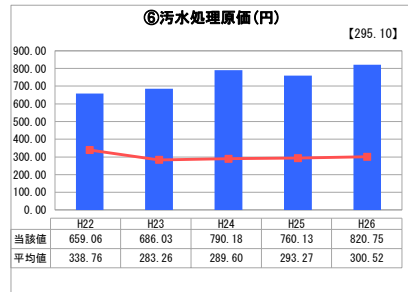
「支払能力」



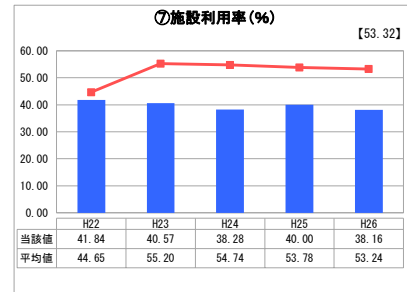
「債務残高」



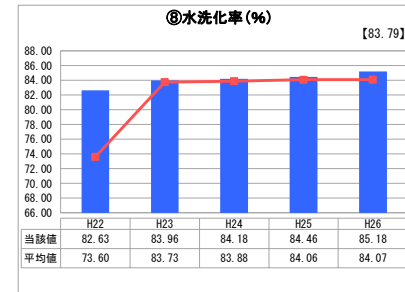
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

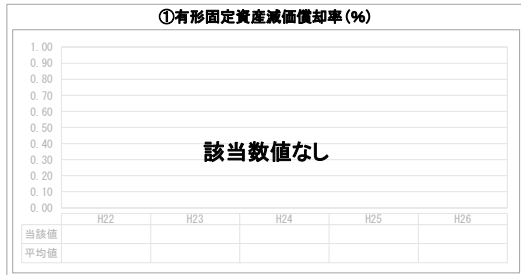


「施設の効率性」

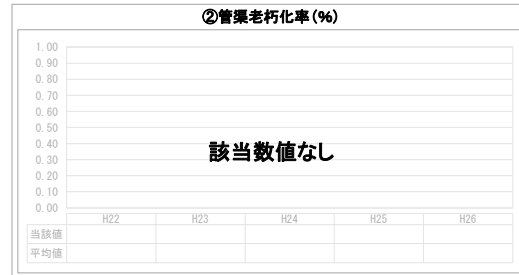


「使用料対象の捕捉」

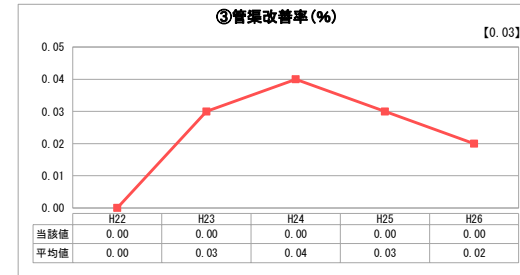
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率が低く、赤字会計だということをはっきりしている。料金改定を検討していかなければならない。未加入者の加入を促進し、料金収入の増を図る。

2. 老朽化の状況について

機械・電気の修繕が大きいため修繕を計画的に実施し、機器の寿命を延ばす。耐用年数が近づく古い管渠から計画的に布設替えしていく。

全体総括

経営比較分析結果により、改善が必要なことが明白である。未加入者の加入促進をし、料金収入の増を図る。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 469	155										
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	1,175	706	861									
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	706	861	861									
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	706	861										
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	18,939	18,829	19,209	19,169	19,169	19,169	19,169	19,169	19,169	19,169	19,169	19,169
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分												
収 益 的 収 支 分	29,259	34,544	39,524	39,885	39,860	39,835	39,810	39,785	39,760	39,735	39,710	39,685
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	29,259	34,544	39,524	39,885	39,860	39,835	39,810	39,785	39,760	39,735	39,710	39,685
資 本 的 収 支 分	44,797	45,483	42,554	47,042	46,953	46,203	45,246	44,329	43,431	42,507	33,917	27,431
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	44,797	45,483	42,554	47,042	46,953	46,203	45,246	44,329	43,431	42,507	33,917	27,431
合 計	74,056	80,027	82,078	86,927	86,813	86,038	85,056	84,114	83,191	82,242	73,627	67,116